

令和7年1月27日

## 医療法等の一部を改正する法律案に対する意見

全 国 市 長 会

標記改正案は、新たな地域医療構想、医師偏在対策及び医療DXの推進に当たって、都市自治体に対し新たな事務・負担を義務付ける内容を含むものであることから、下記のとおり意見を提出するので、国において特段の措置を講じること。

### 記

#### 1. 地域医療構想の見直し等について

都市自治体が地域医療構想調整会議の構成員として参画することが位置付けられたが、法律案の概要には、「在宅医療や介護との連携等の議題とする場合の参画を求める」とされているため、議題にとらわれず地域の実情に応じて都市自治体が調整会議に参画できるようにすること。

【医療法第30条の14関係】

#### 2. 医師偏在是正に向けた総合的な対策について

医師偏在是正対策については、地域医療の確保のため、総合的な対策を行っていく必要がある。今般の改正においては、重点的に医師の確保を図る必要がある区域に勤務する医師に手当を支給する事業を設けるとされているが、医師に対する手当については、本来、診療報酬において賄うべきものであり、今後、地域における医療資源の確保に関するあらゆる拠出を医療保険者等に求められることになるのではないかと危惧している。医療保険者の運営に支障が生じることのないよう、保険給付と関連性の乏しい用途に対し、保険者等からの拠出を義務付けることについては慎重であること。

また、医師手当拠出金等の額については、厚生労働省令で定めるところにより算定するとされているが、算定に当たっては、関係者の意見を十分に踏まえ決定すること。

【地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第10条の5等】

#### 3. 医療DXの推進について

(1) 医療DXの推進については、都市自治体のシステム改修や運用に必要な経費に対して、十分な財政措置を講じるとともに、都市自治体や医療機関に過度な負担が生じないよう、十分配慮して進めること。

(2) 電子診療録等情報（以下「電子カルテ」という。）管理業務に要する費用について、医療保険者等にも効果が生じるため、医療保険者等で負担するとされているが、その負担に当たっては、医療機関等に電子カルテが十分に普及し、関係者がその効果を得られるまでは国が責任をもって負担するとともに、施行後、その効果の状況を見極め、改めて負担の在り方を含めて見直しを行うこと。

特に、国民健康保険においては、健診結果の電子管理にすでに取り組んでおり、他の医療保険者に比べて電子カルテの共有による効果が小さいと考えられることや、現行システムとの二重の負担が生じることなどに十分に配慮すること。

【地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第39条の2等】

(3) 自治体と医療機関・薬局をつなぐ情報連携基盤(Public Medical Hub、以下「PMH」という。)については、マイナンバーカードの活用による公費負担医療助成制度の効率化をはじめ、予防接種・母子保健・自治体検診の分野も対象に含まれていることから、PMHのシステム及び運用費用の全体像と費用負担の在り方を示すこと。

また、事業者のリソースひっ迫などの事情により、都市自治体の基幹業務システムの標準化の移行期限が延長されたことを踏まえ、PMH等の導入については、国において、都市自治体の進捗状況を十分配慮するとともに、必要な支援措置を講じること。

【医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法第18条の3等】

#### 4. その他

(1) 本法律案の具体化及び実際の運用に当たっては、現場が円滑に取り組めるよう、都市自治体や関係者等に対し、丁寧に説明するとともに、意見を十分に聞き、施策に反映すること。

(2) 本法律以外にも、「医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージ」において、都道府県と大学病院等で寄附講座等に関する連携パートナーシップ協定の締結を推進するとされているが、寄附講座は、地域の医師確保のため、多くの都市自治体が多額の寄附金を投じている実態があり、財政力の格差が生じる懸念があることを踏まえ、国において財政措置を講じるなど、自治体間競争が過剰にならないよう配慮して進めること。